

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正  
する条例のあらまし

- 1 工業用水道の料金等の単価を改定します。
  - ・基本料金単価を、1立方メートルにつき、現行の32.4円から31.3円に1.1円値下げします。
  - ・超過料金単価を、1立方メートルにつき、現行の85.6円から80.2円に5.4円値下げします。
  - ・使用料金単価を、1立方メートルにつき、現行の10.4円から8.8円に1.6円値下げします。
  - ・保証金単価を、1立方メートルにつき、現行の42.8円から40.1円に2.7円値下げします。
- 2 負担金の算定方法を定めるほか、所要の改正を行います。
- 3 この条例は、令和3年1月1日から施行します。